

伊那市子ども・子育て支援事業計画(イメージ)

<全体構成>

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨等
- 2 計画の位置づけ
 - (1) 法的位置づけ
 - (2) 計画体系における位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 教育・保育提供区域の設定

第2章 子どもと子育てにかかる現状

- 1 現状
 - (1) 人口等の状況
 - (2) 子どもの状況と子育ての実態等
- 2 アンケート調査

第3章 計画の基本的方向

- 1 目標
- 2 目標達成に向けた基本方針
- 3 基本方針別の現状と課題
- 4 基本方針別の施策の体系
- 5 基本方針別の施策の展開
- 6 量の見込と確保方策

第4章 計画の推進

- 1 点検、評価
- 2 推進体制

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

- 子育て環境をめぐる課題として、親の働く状況の違いによる幼児期の学校教育・保育の提供体制の違い、家庭や地域における子育て環境の変化、保育所待機児童の問題等が指摘されています。
- こうした課題に対応するため、平成 24 年 2 月 17 日に「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、子どもを産み、育てやすい社会を目指して新たな子ども・子育て支援に関する制度が創設されることとなりました。
- 平成 24 年 8 月には、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」の成立により、子ども・子育て支援新制度が創設された。子ども・子育て支援法において、市町村は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとなっています。
- このため、本市においても、平成 27 年 4 月の新制度施行に向け、伊那市子ども・子育て支援事業計画を策定するものとします。

※ 基本指針に基づき、子ども・子育て支援の意義等についても記載。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条第 1 項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第 61 条第 1 項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(2) 計画体系における位置づけ

- 本計画は、「伊那市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。
- 本計画は、「伊那市地域福祉計画」、「伊那市障がい者計画」、「伊那市健康増進計画」、「伊那市男女共同参画計画」のほか、「伊那市生涯学習基本構想」等の関連諸計画と調和が保たれたものとします。

3 計画の期間

○ 本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

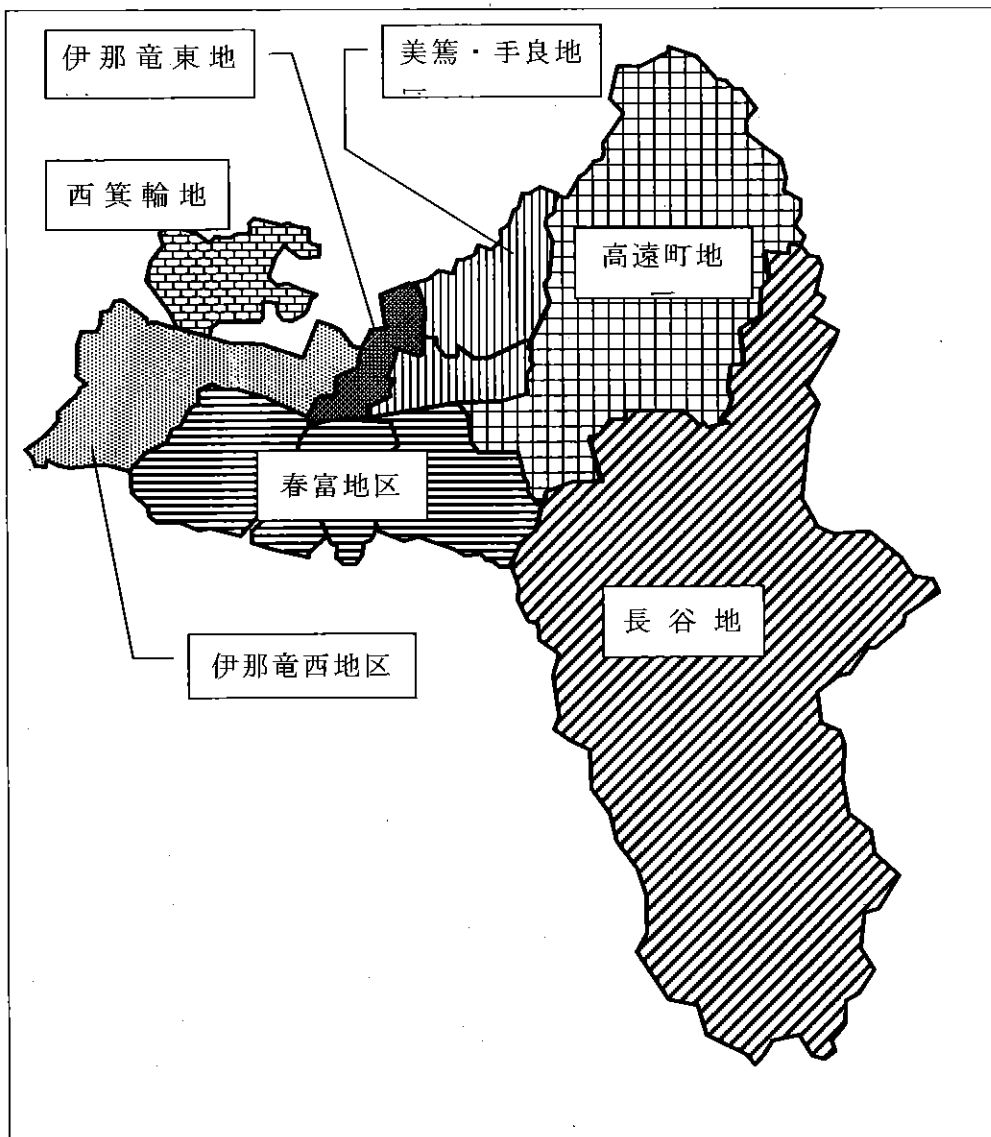
※ 関連計画との期間の比較も併せて記載。

4 教育・保育提供区域の設定

○ 教育・保育提供区域とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域です。

○ 各市町村は、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育の量の見込み及び確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策を定めます。

○ 本市では、この教育・保育提供区域を 7ブロックとしています。



第2章 子どもと子育てにかかる現状

1 現状

(1) 人口等の状況

※ 本市における児童数の推移に見る傾向、児童数の推計等を記載。

(2) 子どもの状況と子育ての実態等

※ 本市における子育ての実態等を記載。

2 アンケート調査

【調査設計】

ア 抽出方法：住民基本台帳から地域別に割り当てたサンプル数を抽出

イ 調査方法：保育園経由による配布、回収

郵送配布、郵送回収

【調査対象】

市内在住の就学前児童の保護者

【調査期間】

平成25年12月24日～平成26年1月31日

【配布・回収結果】

調査対象者数	回収数	回収率
1,695	1,221	72.04%

第3章 計画の基本的方向

1 目標 「児童の福祉・子育て支援の充実」

- 少子化の到来を受け、子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、安心して暮らせるまちをつくります。

2 目標達成に向けた基本方針

- 次の3つの基本方針のもとに本市における子ども・子育て支援を推進することとします。

<基本方針1> 「子どもが健やかに育つ子育て支援」

安心して子どもを産み、子育てが楽しいと感じられるように、社会全体で子育てを支えあい、子どもがすくすくと健やかに育つことができる環境を整備します。

<基本方針2> 「乳幼児保育の充実と幼児教育の支援」

保育事業の充実と幼児教育の振興により、子どもの育ちや保護者の子育てを支援します。

<基本方針3> 「青少年の健全育成」

青少年の健全育成に向けて、地域で青少年を育てる環境づくりを進め、併せて学校・行政・地域が一体となった家庭教育の充実に取り組みます。

3 基本方針別の現状と課題

<基本方針1> 子どもが健やかに育つ子育て支援

- 出生率が低下するなかで、すべての子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産までの健康管理や、両親ともに育児について学ぶ機会を確保するとともに、特に、若年妊婦や家庭環境に不安のある妊婦への支援を充実・強化する必要があります。

○

<基本方針2> 乳幼児保育の充実と幼児教育の支援

- 母親の就労率の上昇や就労形態の多様化により、0歳児からの保育園入園希望が増加しており、さらなる保育サービスの充実が求められています。

○

＜基本方針3＞ 青少年健全育成と家庭教育の充実

- 学童クラブ利用児童が増加しているため、施設整備に対応していく必要があります。また、子どもが安全に活動できるよう、新たに「放課後子どもプラン」の推進が求められています。

4 基本方針別の施策の体系

＜基本方針1＞

子どもが健やかに育つ子育て支援

出産環境の整備

＜基本方針2＞

乳幼児保育の充実と幼児教育の支援

保育サービスの充実

＜基本方針3＞

青少年健全育成と家庭教育の充実

子どもの居場所確保

5 基本方針別の施策の展開

<基本方針1> 子どもが健やかに育つ子育て支援

- 健康で安全な妊娠から出産までの健康管理や相談を行い、安心して出産できる環境を整備します。また、若年妊婦や家庭環境に不安のある妊婦に対し、妊娠届の時から関係機関と連携し、継続した支援を充実・強化します。
-

<基本方針2> 乳幼児保育の充実と幼児教育の支援

- 就労する保護者が安心して働くことのできる環境を確保するため、延長保育事業、一時的保育事業、休日保育事業、病後児保育事業、民間と連携した病児保育事業など、保護者のニーズを的確に捉えながら、子どもにやさしい保育サービスの充実を図ります。
-

<基本方針3> 青少年健全育成と家庭教育の充実

- 学童クラブ利用児童の増加に対応して、施設整備を推進するとともに、開所日数の拡充に努めます。また、「放課後子どもプラン」を推進し、活動の場所の整備など、「子どもの居場所」を確保します。

※ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容も記載します。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

6 量の見込と確保方策

※ 幼児期の学校教育・保育の供給体制の確保の内容及びその実施時期について、基本指針に即して量の見込と確保方策について記載します。
記載イメージは次のとおりです。

<記載イメージ> 教育・保育提供区域ごとに設定

	1年目			2年目			3年目
	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり	3-5歳 学校教育のみ	3-5歳 保育の 必要性あり	0-2歳 保育の 必要性あり	
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	

※2 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※ 地域子ども・子育て支援事業量の見込み保育の供給体制の確保の内容及びその実施時期について、基本指針に即して量の見込と確保方策について記載します。
記載イメージは次のとおりです。

<記載イメージ> 教育・保育提供区域ごとに設定

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②-①	0	0	0

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②-①	0	0	0

・ ※事業ごとに記載

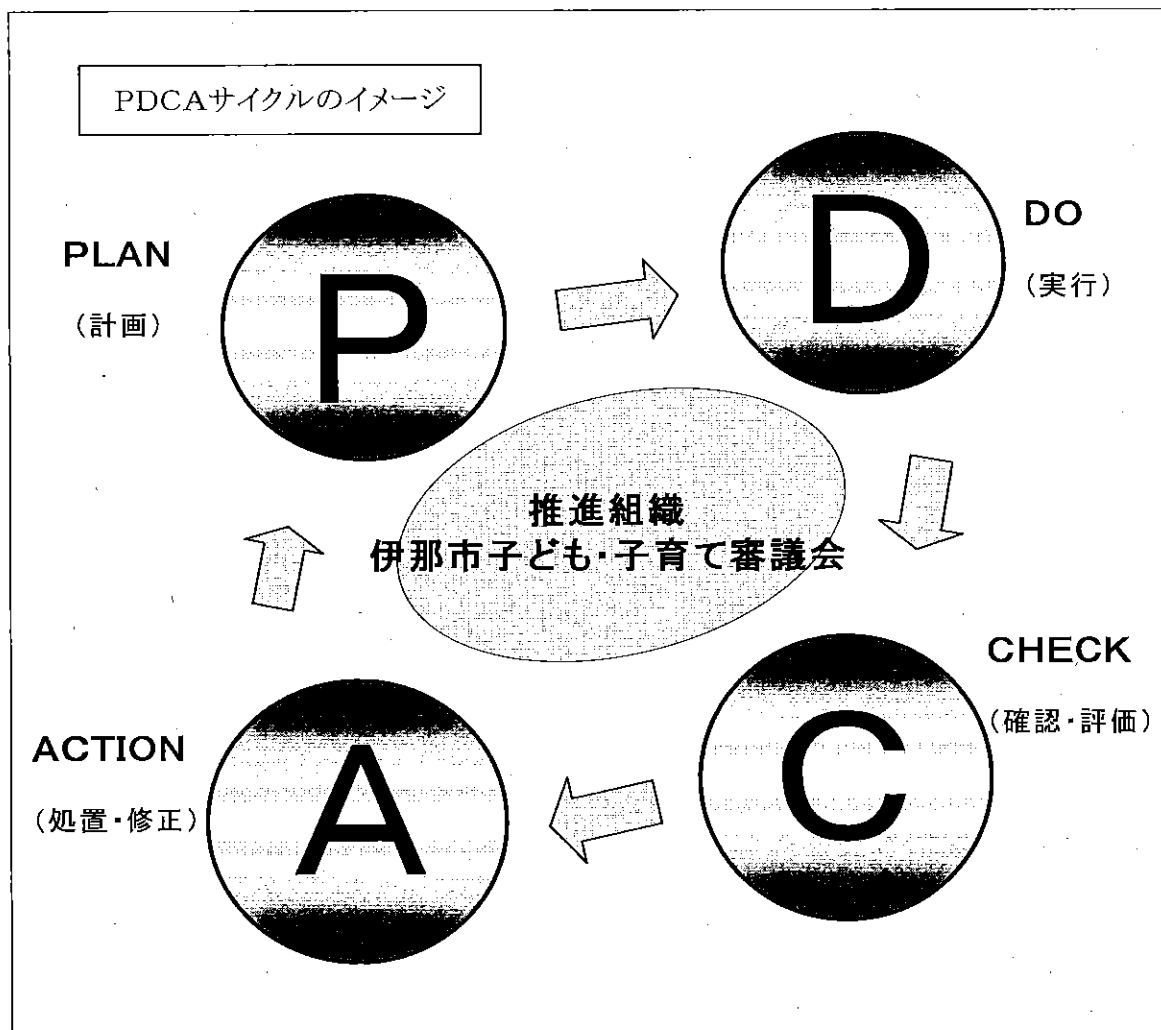
第4章 計画の推進

1 点検、評価(PDCA)

- 本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。
- 計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

2 推進体制

- 進行管理にあたっては、伊那市子ども・子育て会議において意見を聞きます。



PDCA サイクル : Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認・評価)、Action(処置・修正)のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。